

仕丁や夫は、採薪・掘埴・打埴・暴干雑瓦などの雑用をこなし、生瓦製作には直接たずさわっていない。また、将領や長上工は技術指導者であり、生瓦製作に直接たずさわった主要メンバーは瓦工（工）であったと考えられる。したがって、将領（長上工）・瓦工（工）・仕丁（夫）のなかで、恭仁宮式文字瓦に名を残したのは、基本的に瓦工（工）であったと考えてよい。

8世紀～10世紀初頭の瓦工房は、瓦工（工）4人を一操業単位としている。²⁴ 恭仁宮式文字瓦の工房も同様であったとすれば、9～11の操業単位があったことになる。その全体規模は、『延喜式』所載の木工寮瓦屋にはば匹敵し、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所にくらべてはるかに大きい。生瓦製作期間中の常時操業規模に関しては、史料から直接復原できないが、恭仁宮式文字瓦の工房は、生瓦製作期間中の常時操業規模において、すでに造東大寺司造瓦所の全体規模を上まわっている。

恭仁宮式文字瓦の人名を造東大寺司造瓦所の瓦工名に比定した 藤沢一夫説（藤沢1967）は、恭仁宮式文字瓦の実年代が天平12～15年に限定できた時点で、すでにその存立基盤を失っているが、瓦工房の規模においても、藤沢説が成立し難いことは明らかである。さらに、東大寺の前身寺院（金鐘寺）の造営官司（＝造山房司）が、造東大寺司よりも大規模な造瓦所を擁していたとは考えられず、恭仁宮式文字瓦の人名を造山房司の瓦工名とする 森郁夫説（森1980b）も成立し難いのである。

天平17年2月28日の「民部省三月粮文」（『大日本古文書』第2巻p.396～397）、同年4月21日の「民部省仕丁大粮申請文案」（同8巻 p.542～544）の2つの文書から、恭仁宮への供給を目的に操業した瓦工房として、「西山瓦屋」の名が復原できる。おそらく造宮省付属の瓦屋であろう。西山瓦屋は、恭仁宮造営が停止していた天平17年段階に、瓦のストックを保有していた形跡があり、平城還都後に、恭仁宮造営時に製作された恭仁宮式文字瓦が平城宮へ供給された事実を考え合すると、²⁵ 恭仁宮式文字瓦の工房＝西山瓦屋という等式が成立する（上原1983）。この等式は、上述の瓦工房の規模から考えても首肯できる。したがって、以下、恭仁宮式文字瓦の工房を「西山瓦屋」と呼んで議論を進めることにしたい。

IV 恭仁宮式文字瓦の背景 —— 工房経営論 ——

恭仁宮造営時の西山瓦屋では、生瓦作工は各自の姓や名、あるいはそのいずれかの略号を刻んだ印を持ち、各自の製品にそれを押捺して、他の製品と区別していた。しかし、何のために、瓦工ごとに製品を弁別する必要があったのだろうか。森郁夫は、これを「瓦工個人という機構の末端での製品の検査が行われた」ものと理解している（森1980b）。

恭仁宮式文字瓦では、きわめて体系的に、しかも、B型式平瓦・b型式丸瓦の大部分に印を押捺しており、その点で、中世瓦工が作瓦を記念して自分の名や銘文を瓦面に刻んだもの²⁶とは全く異質である。そこに、瓦工房を編成し管理した官司側の意志が存在したことは、否定し難いように思われる。

製作工人名を製品に刻むことによって、製品の品質管理をはかるという理念は、軍器營造に関連する令の規定に見える。すなわち、『営繕令』には「凡營造軍器。皆須依様。令鐫題年月及工匠姓名。若有不可鐫題。不用此令。」とある。しかし、正倉院の武器などに製作年月や工匠姓名を銘記したものは皆無で、果してこの規定が実施されたかどうかは疑わしい。

この『営繕令』營造軍器条は、『唐令』からの引写しと思われる。『大唐六典』巻23将作監丞条には「凡營造軍器。皆鐫題年月及工人姓名。弁其名物而閱其虚实。」とあり、上記の營造軍器条が兵部省造兵司に関する条文として『軍防令』に入らず、『営繕令』に含まれている点も『唐令』に由来すると考えてよからう。したがって、奈良時代の日本において、製作年月や製作工人名を軍器に銘記した形跡がないことを考え合せると、上記の營造軍器条の規定は、『唐令』の理念のみを移入したと理解するほうがよいかもしれない。

また、瓦は屋根に葺くためのもので、人の手に長期間ふれる軍器とは基本的に異なる。生瓦作工が凹型台上で押捺した印影が第三者の眼にふれるのは、生瓦作工の手を離れた製品が乾燥され、焼成され、消費地に運ばれ、屋根に葺かれるまでの比較的短期間であり、印影に基づいて何らかの検査を行なったとすれば、この間に限られる。したがって、恭仁宮式文字瓦を、直接『営繕令』營造軍器条の規定に結びつけて、製作者の責任所在を表示して品質管理をはかるものと説明するのは、かなり無理があると言わざるを得ない。

恭仁宮式文字瓦が果たした機能をさらに深く追求するためには、まず、恭仁宮造営時における造瓦体制全体のなかで恭仁宮式文字瓦が占める位置を明らかにしておく必要がある。

1 恭仁宮造営時の造瓦体制と恭仁宮式文字瓦

恭仁宮造営時に、恭仁宮への供給を目的に操業した瓦工房は西山瓦屋のみではない。前稿（上原1983）で述べたように、恭仁宮造営時に新調した軒瓦群（＝第2群軒瓦²⁷）は、西山瓦屋とは別の工房で製作された可能性が強く²⁸、さらに、C型式平瓦²⁹も恭仁宮造営時に製作され供給されたものである。つまり、恭仁宮造営時には、西山瓦屋以外に、少なくとも2つの瓦工房が、恭仁宮への供給を目的として操業していたのである。

しかし、西山瓦屋以外の2つの瓦工房において、瓦工名印を押捺させ、瓦工ごとに製品を区別した形跡はない。第2群軒瓦の工房での製品が軒瓦のみならば、製品の絶対量が少

なく、瓦工数も限られていたので、刻印以外の方法で、瓦工ごとに製品を弁別できたのかもしれない。しかし、C型式平瓦の工房の場合には、そのような解釈は不可能である。つまり、西山瓦屋と同様に、恭仁宮造営に際して瓦を生産・供給した工房であるにもかかわらず、C型式平瓦の工房では、瓦工ごとに製品を弁別して管理するという方式を採っていないのである。したがって、「なぜ、西山瓦屋では、瓦工名印を平・丸瓦に押捺させたのか」という疑問は、逆に「なぜ、C型式平瓦の工房では、製作者名を明記させる必要がなかったのか」という設問によって、解決の糸口を与えられるであろう。

C型式平瓦は、粘土板桶巻作りによる製品である。平城宮では、その造営時から、平瓦は一枚作りによる製品が主流をなし、平城宮跡で出土する桶巻作り平瓦は、基本的に藤原宮から運び込んだものと考えられている。とすると、C型式平瓦は、製作技術において、8世紀の中央造営官司付属の瓦工房（＝中央官衙系瓦屋）の製品とは断絶しており、どこかで桶巻作りの技術を保持していた瓦工集団を動員して、恭仁宮造営という非常事態にそなえたことになる。

これに対し、平城宮跡では、B型式平瓦と製作技術が近似し、瓦工名の刻印を持たない一群の平瓦が出土する。この一群の平瓦の実態は、まだ解明されていないが、凸面の縦位縄叩き目の狭端近くを磨り消す点、凹面の模骨痕・布目圧痕の一部を磨り消す点、他の平瓦よりも厚手で硬質である点など、B型式平瓦との共通性がきわめて強い。唐招提寺講堂で使用されていた同種の瓦（奈良県教委1972, 第478図）も、平城宮推定第2次朝堂院の東朝集殿を移建した時に転用したものと考えてよからう。つまり、恭仁宮造営時の西山瓦屋に所属した瓦工は、恭仁宮遷都以前あるいは平城遷都以後に、印を持たずに、平城宮への供給を目的とした造瓦にたずさわっていた可能性が強い。

さらに、天平17年段階でストックされていた西山瓦屋の製品を、遷都後、平城宮へ供給した事実を考慮するならば、C型式平瓦の工房と西山瓦屋との性格の差は、歴然としている。すなわち、西山瓦屋が造営省直属の中央官衙系瓦屋であるのに対し、C型式平瓦の工房は中央造営官司直営の瓦屋ではなく、恭仁宮造営に際して、臨時的に中央官衙系瓦屋の不備を補ったものと評価できよう。

一般に、官による大規模な造営事業に際し、造営官司直属の瓦工（＝司瓦工）のみでは、その需要に応えることができず、司瓦工以外の瓦工（＝雇瓦工）を動員する場合には、2つの類型があったようである。そのひとつは、中央官衙系瓦屋自体に雇瓦工を配属する場合である。たとえば、『延喜式』巻34の作瓦条では、「打埴」項で雇人の場合の仕事量を割註で規定している。したがって、少なくとも9・10世紀には、中央官衙系瓦屋に雇瓦工を導入することは充分あり得たと思われる。

雇瓦工を動員する第2の類型は、寺院などが保有する他の瓦工房に、造瓦を依頼する型式である。天平勝宝8(756)年8月14日の「造東大寺司牒」(『大日本古文書』第4巻 p.180)で、造東大寺司は興福寺三綱務所に3万枚の瓦の製作を依頼しており、さらに、同年11月2日には、太政官符をもって摂津職管轄下の四天王寺および梶原寺の造瓦所に2万枚の瓦を発注している(天平勝宝9年3月16日「摂津職解」同第4巻 p.224~225)。この方式は、管轄外の工房に委託する外部請負制であり、『正倉院文書』に散見する「様工」³⁰制に対比できよう。恭仁宮造営時にC型式平瓦の工房を動員した方式も、おそらく、このような外部請負制(外注方式)であったと考えられる。

したがって、生瓦作工が各自の製品に印を押捺して、他の製品と弁別する方式は、恭仁宮造営というひとつの場合、あるいはひとつの時期において、普遍的に施行されたものではなく、西山瓦屋という中央官衙系瓦屋のみで採用した方式なのである。このように考えると、恭仁宮式文字瓦が果たした機能は、中央官衙系瓦屋における労働編成や労務管理と密接な関連があると推定できる。以下、西山瓦屋において製品ごとに瓦工名を明記させた理由を、当時の官営工房における賃金支給方式との関連で捉えてみたい。

2 官営工房の賃金支給方式と恭仁宮式文字瓦

律令制下の官営工房直属の工人(=司工)が、一般にどのような形で賃金(=功銭)を支給されていたかは、必ずしも明確ではない。8世紀中葉の造寺司木工を分析した岡藤良敬は、「番上工などの司木工の給付は、常食日別白(黒)米二升、半食残米日別八合、副食物のほか、浄衣、夏冬給衣、特別給与などであったが、雇工夫女とことなり功銭の給付はない」(傍点部筆者)と述べている(岡藤1968)。しかし、一般に、司工に功銭を支給しなかったというわけではない。

『正倉院文書』には、官もしくは官に準ずる造営事業に際して、工人に支給した(あるいは支給すべき)功銭の明細が残っている。その大部分は、雇工に対する功銭と考えるべきものであるが、明らかに司工に支給した例も少数ある。その支給方式には、上日数に基づくものと、仕事量に基づくものがある。

天平宝字6(762)年2月16日の「造石山寺所牒案」(『大日本古文書』第15巻 p.153~154)では、造石山寺所は、造物所から借用した司木工の阿刀乙万呂と服広国の2名を返還する時に、上日数に応じて功銭を支出している。浅香山木は「この場合の功銭支払は、あくまでも官司間の貸借関係の清算のためであって、司工に支給されたものではなく、工匠の労働条件そのものは、本司において就労する場合と異なるところがなかった」と考えている(浅香1971)。

職名	仕事内容	賃 金		
		布	純	銭
経師	写龜経又論	紙40張に付1端	紙80張に付1疋	紙1張に付5文
	写註経又疏	紙30張に付1端	紙60張に付1疋	紙1張に付7文
	写結願文			紙1張に付2文
校生	校経（龜註共）	紙1000張に付1端		紙5張に付1文
装演	造紙	紙400張に付1端	紙800張に付1疋	紙2張に付1文
題師	題経	経100巻に付1端		1巻に付2文
瑩生	瑩紙			紙1張に付2文

第11表 奈良時代写経所の賃金（石田1930より作成）

しかし、仕事量に基づいて功銭を支給した下記の例に関しては、浅香説の適用はできない。天平宝字2（758）年3月17日および同年4月9・10日の「画師行事功銭注進文」、天平宝字3年3月の「大仏殿廂絵画師作物功銭帳」（『大日本古文書』第4巻 p.265～266、p.269～272、p.353～358）では、東大寺大仏殿の須理板や花実蓮華、廂絵や天井画の彩色に従事した画師名と各々の仕事量、およびそれに対する報酬とを明記している。これを分析した清水善三によれば、造東大寺司の管轄下で上記の作業に従事した画師には、中務省画工司画師・造東大寺司画師・里画師・式部位子などがおり、功銭は各画師の所属や地位の高低、経験の多寡とは関係なく、実際の仕事量（彩画枚数）に応じて支給されている（清水1964）。つまり、この場合は、造東大寺司所属の画師も、他官司所属の画師と全く同等に功銭を支給されている。

このように仕事量に応じて功銭を支給する方式は、当時の写経事業においても広く認められる。『正倉院文書』中の写経関連文書を整理した石田茂作は、写経所における賃金の標準を第11表のように算出した（石田1930）。写経所の職員は工人ではないが、食料や浄衣などを支給され、文字を扱う専業者として勤務した下級官人という点では、官営工房の司工と共通性が強い。

残された史料に偏りがあるために、上記の賃金支給方式が、一般の官営工房で実施されていたかどうかは明らかではない。しかし、史料的に恵まれている雇工に対する功銭支給方式においても、均一的な「日当」ばかりではなく、熟練度あるいは仕事の内容に応じて賃金に較差を設けたり、実際の仕事量に対して賃金を支給しており、基本的に功銭は具体的仕事量を目安に支給すべきであるという志向（＝出来高支払制）が顕著に認められる。

出来高支払制を造瓦に適用した場合、当然、瓦工ごとに作瓦量を掌握せねばならない。恭仁宮式文字瓦の積極的意義は、まさにこの点にあったのではなかろうか。すなわち、恭

仁宮式文字瓦は、瓦工ごとに製品を弁別できる状態にある。これを、各瓦工の製作枚数を検定し、支給すべき功銭を算出するためのものであったと考えるわけである。

もちろん、瓦工名を明記させた意味を、賃金支給方式のみに帰結するのは正しくない。先の『當繕令』營造軍器条に見るような、品質管理のために製作年月や製作工人名を銘記させるという理念が、上記の賃金支給方式と表裏一体の関係で存在することは、重要である。たとえば、奈良時代の写経所においては、経師・経生・校生に対し、写経や校正の誤りに応じて罰金を科し、賃金から天引きしている。これは、個人次元での仕事内容や仕事量を正確に把握していることを前提に、施行していることは言うまでもない。西山瓦屋でも、作瓦量に基づく功銭支給と品質管理とが、表裏一体の関係にあったと理解すべきであろう。

なお、上記の試案では、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工は、すべて司瓦工であろうという前提を言外に付した上で推論を重ねてきた。しかし、前節で述べたように、中央官衙系瓦屋にも雇瓦工を配属する場合もあることを考慮するならば、逆に、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工を、すべて雇瓦工であると考えの方途もある。そのように考えると、一般に、雇工は功銭を支給されていたが、司工に支給した例が少ないという事実と、恭仁宮式文字瓦の積極的意義を出来高支払制に結びつける試案とが、さらに整合的に理解できる。刻印瓦を雇瓦工の製品とするならば、刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦こそが、功銭を支給されなかった（したがって、印を押捺する必要がなかった）西山瓦屋の司瓦工の製品ということになる。もし、その司瓦工が、生瓦製作期間中、すべてその作業に従事したと仮定すると、昭和51年度の恭仁宮大極殿跡の発掘調査で出土した刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦の割合（京都府教委1978）から、4人前後の司瓦工を逆算できる。すなわち、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工をすべて雇瓦工とした場合、西山瓦屋は36～43人の雇瓦工と4人前後の司瓦工とから構成され、生瓦製作期間中は、その司瓦工の指導のもとに、常時12人前後の雇瓦工が作業に従事する様相が想定できる。また、瓦工4人が1操業単位とするならば、司瓦工1人のもとで、雇瓦工3人が生瓦製作にたずさわって、生瓦製作に際して常時4操業単位が稼働していたことになる。

瓦の需要は、大規模な造営事業の有無によって大幅に増減する。とすると、官営の瓦工房といえども、恒常的に多数の司瓦工を確保しておくよりも、需要の増減に従って、臨時的な雇用と解雇とをくりかえしたと理解するのが、より実体に近いものかもしれない。天平宝字3～4（759～760）年の法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営に動員された瓦工は、多数の雇瓦工と、これを指導する比較的少数の司瓦工（造東大寺司から派遣された瓦工など）とから成っていたと理解されている（福山1943、小林1964）。

恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が、司瓦工であるにせよ、雇瓦工であるにせよ、恭仁宮式文字瓦が西山瓦屋における賃金支給方式を反映しているという私見に変わりはない。したがって、恭仁宮式文字瓦の出現は、中央官衙系瓦屋における労務管理方式や労働編成方式のひとつの画期をなすもので、たとえそれが短命であったとしても、以後の中央官衙系瓦屋の労務管理方式や労働編成方式に何らかの影響を及ぼしたことは想像に難くない。次章では、再び文字瓦を主な材料として恭仁宮式文字瓦の系譜を明らかにするとともに、中央官衙系瓦屋における労務管理方式の変遷のなかで、恭仁宮式文字瓦の歴史的な位置づけを行なう。

V 恭仁宮式文字瓦の系譜 ——官窯変遷論——

前章において、西山瓦屋では、瓦工ごとの作瓦量を把握し、それに基づいて賃金を支給し、合せて品質管理を徹底させたのであろうという試案を提起した。しかし、恭仁宮式文字瓦は、天平12～15年というきわめて短期間の製品で、天平17年5月の平城遷都後は、その余剰品が平城宮へ供給されたのみで、同様の労務管理方式による造瓦は、継続していない。さらに、藤原宮・平城宮・難波宮・長岡宮・平安宮の造営や改修にともなう造瓦において、恭仁宮式文字瓦のように、瓦工名を製品に明記することによって、体系的に労務管理を行なった形跡は認められない³¹。つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、恭仁宮造営時に採用され造営中止とともに廃棄されたのである。

ただし、古代日本の中央官衙系瓦屋の製品に限定しなければ、恭仁宮式文字瓦と年代的に近接し、酷似した特性を持つ文字瓦の存在が指摘できる。宮城県の大賀城第Ⅱ期の文字瓦と、古代中国の隋唐洛陽城に付属する官営瓦工場の文字瓦とがそれである。以下、まずこれらを手がかりに、恭仁宮式文字瓦の歴史的位相を考えていこう。

1 大賀城第Ⅱ期の文字瓦と隋唐洛陽城の文字瓦

宮城県の大賀城第Ⅱ期の文字瓦とは、「物」「丸」「矢」「占」「田」「伊」の6型式14種の刻印瓦である(第2図)。主に、仙台市近郊の蟹沢中瓦窯の製品と考えられている(古窯跡研究会1972・1976)。いずれも1字のみの角形印で、押捺箇所は、平瓦の場合は凹面、丸瓦の場合は凸面に限定される。また、重圈文軒丸瓦(大賀城220-B型式軒丸瓦)・二重弧文軒平瓦(同640型式軒平瓦)・熨斗瓦に押捺した例も少数ある。これらを詳細に分析した高野芳宏・熊谷公男は、印の種類によって「押印場所に一定の傾向がみられる」ことなどから、「刻印ごとに押印者が異なる」と判断し、「刻印の文字は瓦工名の省略形である」と考えた(高野